

下水道をご利用の皆様へ下水道使用料改定のお知らせ

日頃から下水道のご利用ありがとうございます。

下水道使用料が消費税率の引上げに伴い、平成26年4月から改定されましたのでお知らせいたします。

平成26年4月から次の内容が改定されました。

平成26年3月分まで		平成26年4月分から	
基本料金 (1ヶ月当たり)	1,575円	1,620円	
人数料金 (1人当たり・一般世帯対象)	525円	540円	
超過料金 (10mを超えた1m当たり・事業所対象)	168円	172円	
休止料金 (1回のみ)	840円	860円	



※下水道使用料は2カ月に1回(偶数月)の請求です。

鏡野町では一般家庭の下水道料金は家に住んでいる人数で算定しています。

住んでいる人数が減った場合は必ず届け出が必要です。

○住んでいる人数が増えた場合(出生、転入等)は毎年5月に役場で調査確認しますので、届け出の必要はありません。

○住んでいる人数が減る場合(進学、転出等)には書類を提出していただく必要があります。

※住んでいる人が亡くなられた場合は、役場で確認出来ますので届け出の必要はありません。

書類は上下水道課、各振興センターにあります。お問い合わせ先 鏡野町上下水道課 (0868) 54-0001

70〜74歳の被保険者に係る窓口負担について

70歳から74歳の方の窓口負担は、法律上2割となつていますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることとなりました。

見直しに当たっては、高齢の方の生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月2日以降70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されることとなりました。

○平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方

(誕生日が昭和19年4月2日以降の方)
70歳の誕生日の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方はその月)の診療から、窓口負担が2割になります。

(例えば、平成26年4月2日〜5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。)

※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

・なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められています。70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

○平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方

(誕生日が昭和19年4月1日までの方)
平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません。

※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。窓口負担の毎月の負担上限額も変わりません。

お問い合わせ先

保健福祉課 (0868) 54-2986

町営住宅入居者を募集

町営住宅の入居者を募集しています。入居を希望される人は、申込期限内にお申し込みください。

住宅名	ヴィラマゼミ団地7号室
所在地	鏡野町富東合4-14-9
募集戸数	1戸
間取り	2DK
構造	木造平屋建
家賃(月額)	20,000円
共益費	700円
敷金	家賃の3ヶ月分
入居条件	(1)鏡野町に住所又は勤務地を有する方 (2)現に同居し、又は同居しようとしている親族(婚姻予定者を含む)のある方 (3)前年の世帯の合計所得が100万円以上ある方 (4)住宅に困窮していることが明らかでない方 (5)税金、その他公共料金の滞納が無い方 (6)暴力団員でないこと
その他	(1)入居希望者が多数となる場合は、住宅困窮度の高い方から決定となります。

申込期限 平成26年4月18日(金)

入居予定日 平成26年5月下旬以降の見込み

申込み 鏡野町 建設課

お問い合わせ先 電話(0868)54-2986